

第5次地域福祉計画策定方針

1 はじめに

地域福祉とは、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力を合わせ、ともに生き、ともに支え合い、生活を楽しむ地域をつくりあげていくことです。

第4次芦屋市地域福祉計画が令和8年度(2026年度)をもって計画期間を終了することから、新たに第5次芦屋市地域福祉計画を、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

本計画は、地域住民同士が役割を持ち、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加する「地域共生社会」の実現に向けた施策を示し、地域福祉を推進するものです。

また、本計画は本市の最上位計画である総合計画の部門別計画であり、地域福祉を総合的に推進していくための「保健福祉のマスタープラン」として、関連する各分野別計画と連動させ、協働による相互の効果的な施策の推進を目指します。そして、地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会が策定する「地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を積極的に推進していきます。

(これまでの地域福祉計画)

次数	策定年	理念・目標	施策・方針・目標
1	H19 (2007)	住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援、互いに支えあう地域社会の実現を図ります。	1 地域福祉活動への住民参加の促進 2 福祉サービスの充実 3 福祉サービスの適切な利用の促進 4 人にやさしいまちづくりの促進
2	H24 (2012)	“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、[All Ashiya]の力をあわせて、心地よく暮らせる福祉を創造します	1 地域福祉への関心と理解を広げます 2 暮らしの「困りごと」を適切な支援につなぎます 3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します 4 権利をまもる取組を充実します 5 人と人のつながりを広げます 6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります 7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します
3	H29 (2017)	“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、[All Ashiya]の力をあわせて、心地よく暮らせる福祉を創造します	1 “みんなが思いやり・支えあう福祉”への理解を広げる 2 つながりのあるコミュニティをつくる 3 “できること・したいこと”での参加を進める 4 ニーズに気づき、支援につなぐ 5 多様な“困りごと”を包括的に支えるサービスや活動を充実する 6 尊厳ある生活を支える 7 誰もが暮らしやすいまちづくりを進める 8 誰もが安心・安全に暮らせるように支える 9 地域福祉をみんなで進める仕組みをつくる
4	R 4 (2022)	みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます	1 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます 2 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります 3 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます

2 第5次地域福祉計画策定の視点・考え方

(1) 社会情勢

国内においては、少子高齢化が進行し、人口の減少が加速化しています。高齢者人口の増加に伴い、介護需要が急増する一方で、介護人材の確保が困難になっています。また、単身世帯や核家族の増加により、従来の家族による支援機能が弱体化し、地域での支え合いの重要性が高まっています。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行は、社会経済活動に大きな影響を与えました。感染防止のための外出自粛や社会的距離の確保が求められる中、従来の対面型の支援活動が制限され、孤立や孤独の問題が顕在化しました。

また、災害の多発や激甚化により、防災や減災の観点からも地域福祉の重要性が高まっています。特に、災害時の要支援者への対応や、平常時からの地域のつながりづくりが課題となっています。そのほか、ICTの急速な発展やグローバル化が進む中、ライフスタイルや働き方の変化など一人ひとりの価値観が多様化しています。

このような状況下で、80歳代の高齢者である親が50歳代の中高年のひきこもりの子の生活を支える「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、本来大人が担うような家族の世話や家事を子どもが担う「ヤングケアラー」など、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい制度の狭間の課題や複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

(2) 地域共生社会の実現

上記の社会情勢に対応するため、地域共生社会の実現に向けた取組が一層求められています。従来の縦割り型の福祉サービスでは対応が困難になっている現代において、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す動きが広がっています。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき、誰一人取り残さない包摂的な地域づくりが求められています。多様性を尊重し、すべての人が社会参加できる環境整備や、地域の資源を活用した持続可能な福祉サービスの提供が重要となっています。

これらの社会情勢を踏まえ、地域福祉計画の策定においては、多様な主体の参画と協働により、柔軟かつ総合的なアプローチを検討していきます。

また、本市において令和4年度より本格実施している重層的支援体制整備事業とも連動させ、施策を検討するとともに、第4次地域福祉計画と同様、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」も包含した計画とします。

(3) 計画の期間

計画の期間は令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間とします。

ただし、社会情勢や制度の見直しなど、状況が大きく変化した場合には、計画の期間中においても必要な見直しを行うこととします。

3 策定に関する取組

(1) 市民意識調査（市民アンケート）

計画策定にあたり、地域福祉活動に関する考え、市の施策に対する意見などについて把握し、施策検討の基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。

- 調査対象 市内在住の18歳以上の方 3,000人（無作為抽出）
- 実施時期 令和7年上半期（3週間程度）
- 調査方法 郵送調査（郵送配布、郵送・持参・Webによる回収）

(2) 市民会議

本市では、地域福祉計画の策定時に、ワークショップによる市民会議を開催し、地域福祉に関わる様々な市民の声を計画に反映することを大切にしてきました。第5次地域福祉計画の策定においては、施策の検討に加え、地域福祉活動の活性化にもつながるよう、市民会議の取組を実施します。

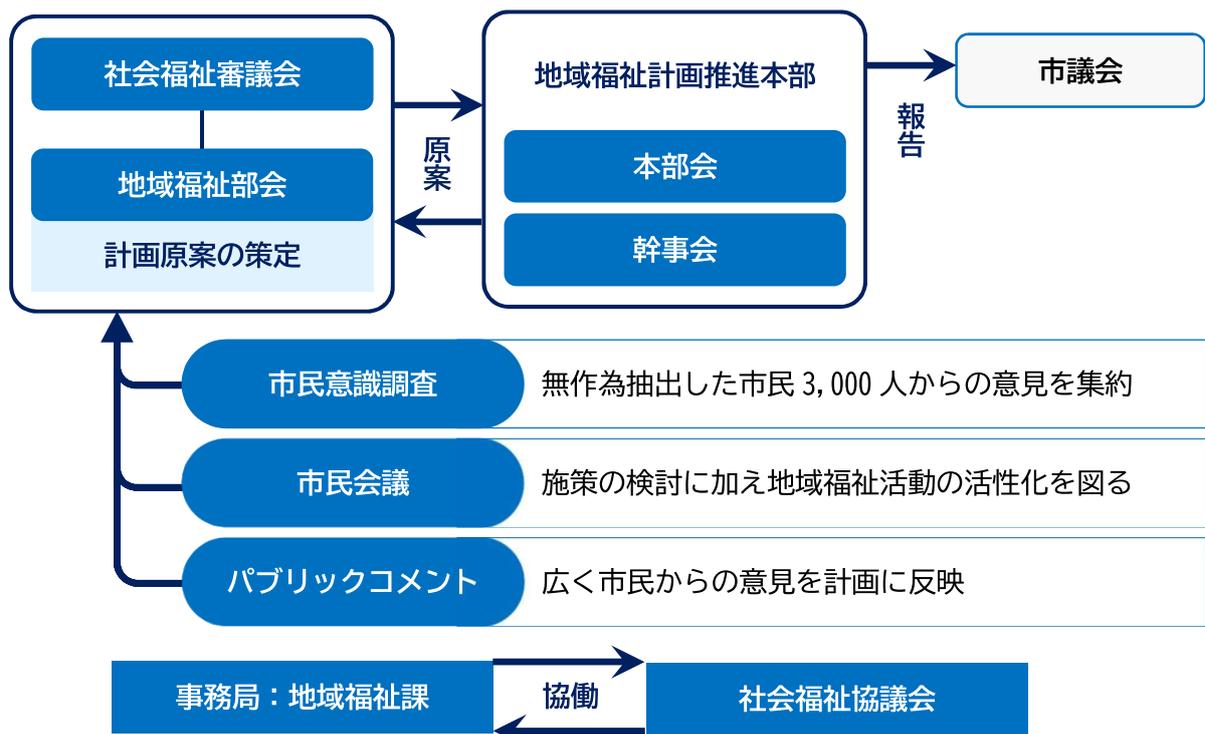
- 参加者 公募市民、関係機関、市職員等
- 実施時期 令和7年（回数未定）
- 実施方法 未定（業務委託における事業者提案を基に協議）

(3) パブリックコメント

広く市民から意見を募り、計画に反映させるため、計画原案に対する意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

- 実施時期 令和8年9月～10月（5週間程度）

4 策定体制



5 スケジュール案

年月	項目	内容
R7. 1	地域福祉部会①	第4次地域福祉計画 中間評価 報告 第5次地域福祉計画 策定体制 報告
R7. 5	地域福祉部会②	市民意識調査 項目検討 市民会議 進め方協議
R7. 6	市民意識調査発送	
R7. 6～ R7.11	市民会議	
R8. 2	地域福祉部会③	市民意識調査・市民会議 結果報告 骨子案検討
R8. 3	地域福祉部会④	第5次地域福祉計画 素案検討①
R8. 5	地域福祉部会⑤	第5次地域福祉計画 素案検討②
R8. 6	地域福祉部会⑥	第5次地域福祉計画 最終調整
R8. 8	社会福祉審議会①	第5次地域福祉計画 原案確認
R8. 9	民生文教常任委員会	第5次地域福祉計画 原案報告
R8. 9～ R8.10	パブリックコメント	
R8.11	社会福祉審議会②	パブリックコメント 結果報告
R8.12	民生文教常任委員会	パブリックコメント 結果報告 第5次地域福祉計画 案報告

※あくまでも予定であり、変更となる可能性があります。

第5次地域福祉計画 策定スケジュール案

